

## さがみはらサンキューキャッシュバック キャンペーンの参加事業者を募集します



新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力をいただいている市内事業者・市民の皆さんへの感謝と、市内経済の活性化に向け、本市では3回目のサンキューキャッシュバックキャンペーンを実施します。

実施に当たり、次のとおり参加事業者を募集しますので、お知らせします。

### 【参加事業者募集概要】

募集期間	令和4年8月1日(月)から9月30日(金)まで
参加要件 (すべてを満たしていること)	市内に事業所(店舗、事務所等)を置き、市内で事業を営んでいること。
	・中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者(以下「中小企業者」という。)であること。
	・中小企業者以外の事業者については、法人税法第16条に規定する本店又は主たる事務所の所在地が市内である者。
	申し込む事業所で新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施していること。
	申し込む事業所で領収書を発行していること。
対象外となる事業者や商品・サービス、参加要件等の詳細については、8月1日以降、特設ウェブサイト(URL: <a href="https://cbc.city.sagamihara.kanagawa.jp/">https://cbc.city.sagamihara.kanagawa.jp/</a> )のほか、各まちづくりセンター等の窓口にあるチラシでご確認ください。	
申込方法	・電子申請 ・申込書を事務局まで郵送 ・各まちづくりセンター又は事務局窓口へ提出

(対象外となる事業者例)

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等(代表者、役員又は従業員に暴力団員等に該当する者がいる団体を含む)

## 【キャンペーンの概要】

### ○事業名

行く、知る、つながる。まちの魅力再発見。さがみはらサンキューキャッシュバックキャンペーン  
(通称：サンキューキャンペーン)

### ○実施時期

令和4年10月1日(土)から11月30日(水)まで

※実施期間は、新型コロナウイルス感染症の状況により、変更となる場合があります。

### ○支給対象

本事業の参加店舗等で、期間中に合計15,000円以上(税込、複数店舗等合算可)購入等をした市民(10月1日時点で相模原市に住民登録がある人)

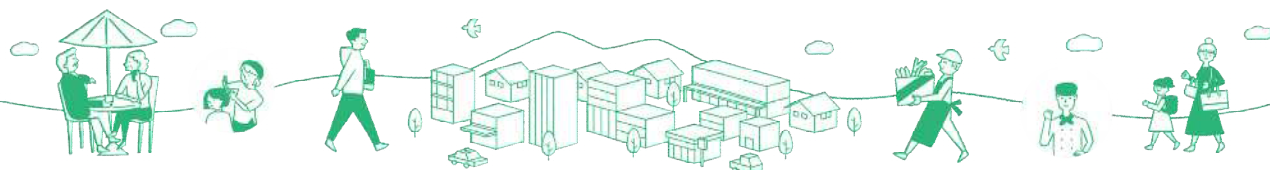
### ○申請方法等

- ・キャンペーンへの申請は、期間中1人1回まで
- ・市指定のスタンプが押印された又はシールが貼られた領収書((領収証、レシート等)合計15,000円以上(税込、複数店舗等合算可))を申請書に貼り付け、必要事項を記入の上、市へ郵送すると後日指定口座へ3,900円がキャッシュバック(還元)されます。

(対象外となる商品、サービス例)

- ・法律で値引きが禁止されているもの(たばこ)
- ・換金性が高いもの(商品券、プリペイドカード、切手等)
- ・消費喚起につながらないもの など

### <キャンペーンのイメージ>



### 本件に関する問い合わせ先

新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル

電話番号：042-851-3193